

施設利用料金早見表

(介護保険自己負担分、食費、お部屋代、すべて含めた1ヶ月分です。)

個室料金

要介護区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1	¥43,200	¥49,090	¥69,550	¥91,560	¥105,076
2	¥45,813	¥51,703	¥72,163	¥94,173	¥107,689
3	¥48,513	¥54,403	¥74,863	¥96,873	¥110,389
4	¥50,420	¥56,310	¥76,770	¥98,780	¥112,296
5	¥53,677	¥59,567	¥79,127	¥102,037	¥115,553

多床室料金

要介護区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1	¥33,280	¥47,540	¥55,600	¥77,610	¥95,280
2	¥35,893	¥50,153	¥58,213	¥80,223	¥97,893
3	¥38,593	¥52,853	¥60,913	¥82,923	¥100,593
4	¥40,500	¥54,760	¥62,820	¥84,830	¥102,500
5	¥43,757	¥58,017	¥66,077	¥88,087	¥105,757

負担限度額区分について

施設の利用にあたり介護保険の自己負担分のほかに食費や居住費がかかります。この部分を行政が補助する制度として「介護保険の負担限度額認定」があります。認定区分に応じて減額が変わってきます。ご本人の世帯収支によって変わってきます。

第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が年間80万円以下 預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円以下)
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年収収入等が年間80万円超 120万円以下 預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年収等が年間120万円超 預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下
第4段階	上記に該当しない方

※上表に該当しない方は、4～6段階に区分されます。

※市町村民税については、「世帯全員が非課税であること」に加え、「別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も非課税であること」が要件となります。

☆食費 1日 ¥1,445- →31日分 ¥44,795-

☆居住費 個室 1日 ¥1,171- →31日分 ¥36,301-

多床室 1日 ¥855- →31日分 ¥26,505-

通常はこの通りですが、負担限度額の認定を受けると次の表のようになります。

(1日分)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
食費	¥300-	¥390-	¥650-	¥1,360-	¥1,445-
個室	¥320-	¥420-	¥820-	¥820-	¥1,171-
多床室	¥0-	¥370-	¥370-	¥370-	¥855-

介護保険分について

介護保険を利用すると様々なサービスを付帯して受けることとなりますが、要介護区分やお使いの住環境によって基本的な介護サービス点数が変わります。

(A) 介護保険 (基本報酬)

個室・多床室 (1日につき)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
589	659	732	802	871

(B) その他の加算

夜勤職員配置加算 13点

看護体制加算 12点

個別機能訓練加算Ⅰ 12点

栄養マネジメント強化加算 11点

サービス提供体制加算 6点

(C) 個別機能訓練加算Ⅱ 20点 (月)

個別機能訓練加算Ⅲ 20点 (月)

科学的介護推進体制加算 40点 (月)

口腔衛生管理加算 90点 (月) ※該当の方のみ

経口維持加算 500点 (月) ※該当の方のみ

褥瘡マネジメント加算 10点 (月) ※該当の方のみ

(D) 介護職員処遇改善加算 $((A+B) \times 31) + C) \times 8.3\%$

(E) 介護職員特定処遇改善加算 $((A+B) \times 31) + C) \times 2.3\%$

(F) 介護職員等ベースアップ等支援加算 $((A+B) \times 31) + C) \times 1.6\%$

介護保険の自己負担分 (1カ月当たり) の計算方法

$((A+B) \times 31 + (D) + (C)) + (D) + (E) + (F) \times 10.68$ (地域加算) $\times 0.1$ or 0.2

上記の計算式による介護保険の自己負担分と食費、居室代を合算したものが**施設利用料金早見表**になります。

※介護負担割合について

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方は原則、介護保険サービスの利用負担が1割から2割になります。お手持ちの「介護保険負担割合証」をご確認下さい。